

児童養護施設と学校の連携の現状と課題について

九州保健福祉大学 QOL 社会福祉学研究所

松原由美 上農正剛 赤木保吉

I. 研究の背景と目的

現在、2歳から18歳までの保護者のいない児童、虐待された児童、その他の環境上養護が必要な児童 26,449 人が全国 615 ヶ所の児童養護施設に入所している（2017年12月現在）。施設入所児の約 60%が被虐待児で、人間関係に深い困難を抱えている問題行動児であるとされている。さらに近年では、虐待を受けた子どものほか、PDD（発達障害）、ADHD（注意欠損多動性障害）などの子どもの入所が非常に増加している。

そして、昨今、児童養護施設に入所している子どもの幼稚園や学校における不適応が顕在化している。被虐待児の 30%、報告によっては 70%が発達遅滞を示しており、学業不振児のレッテルを張られている。また、高校進学後 1 年未満の退学者は、7.6%と全国平均の 3 倍以上である。つまり、児童養護施設入所児童は学校において行動面や学業において困難を抱えている（村松 2014）。

児童養護施設に入所している子どもたちの問題に対して、厚生労働省は、2012 年に養護を必要とする子どもたちへの支援の適正化を目的として児童養護運営指針を定めた。その運営指針には、児童の自立を支援することを念頭に「生活や家庭の環境の調整や学習指導及び職業指導」が明示されている。しかしながら、学校教育のこの状況への対応について盛満（2011）は、「学校教育がこの状況に対して十分な対応ができていない。個人レベルの認識にとどまっている」ことを報告し、その原因として「特別扱いしないという学校文化によるものである」と指摘している。

そこで、本稿では、このような幼稚園や学校側の十全であるとは言い難い現状にある。それに対して、施設側はどのような受け取り方をしているのか、そしてどんな配慮を望んでいるのか、さらに学校とのコミュニケーションの状況についてアンケート調査を通して明らかにすることを目的とした。

II. 調査の方法

全国 608 ヶ所の児童養護施設を対象とし、アンケート調査（質問紙法）による量的研究を行った。調査票の記入は無記名で、専任の施設職員に回答を依頼した。アンケートの内容は、①学校生活について、②学習に関して、③学校内の子どもの行動に関しての 3 点にわたって全 25 問の質問と 3 つの自由記述という形式で実施した。返送されたアンケート用紙及びデータに関しては、本学外に持ち出さず、研究室の施錠できる引き出しに保管するなど倫理的配慮に留意した。7 月 10 日にアンケートを郵送し、8 月 31 日を期限に郵送により回収した。

なお、本研究は九州保健福祉大学倫理委員会の承認を得て実施した（受理番号 18-017）。

III. 結果と考察

返送された回答済の調査票は 256 通（回収率 42.1%）であった。そのうち未回答の多い 1 通を除いた 255 通を有効回答とした（41.9%）。なお、締め切りを 2 か月以上経過してからも 17 通の回

答があったが、今回はその回答は含んでいない。回答者の属性を表1、施設の所在地を表2、各施設の児童数を表3に示した。

表1 回答者の属性

職名	数	%
施設長	90	35.3
児童指導員	87	34.1
保育士	20	7.9
心理職員	8	3.2
事務職員	4	1.6
その他(主任)	41	16.1
合計	250	100

表2 回答者の地域

地域	数	%
北海道	6	2.4
東北	30	11.8
関東	56	21.9
中部	33	12.9
近畿	48	18.8
中国	5	2.0
四国	12	4.7
九州・沖縄	65	25.5
合計	255	100

表3 各施設の児童数

入所児童数(人)	施設数	%
1～19	10	3.9
20～29	47	18.0
30～39	68	26.7
40～49	51	19.5
50～59	39	15.3
60～69	27	10.6
70～79	7	2.8
80～89	5	2.0
90以上	1	1.2
計	255	100.0

アンケートでは、全体の在籍数と、そのうち虐待を理由とする在籍児童数について聞いたところ、回答していない施設もあったが、在籍児童数は9,594人で、1施設当たり37.7人であった。その入所している児童の内訳は、幼児が992人、小学生が3,069人、中学生が3,198人であった。小学生、中学生の合計6,167人の内、特別支援学級に在籍もしくは通級しているのは、18.6%の1,147人であった。次に、高校に通っているのは、1,961人であった。さらに、特別支援学校は、374人であった(図1参照)。

また、その中で虐待を措置理由としている児童は5,256人で、その割合は62.5%という結果であった。さらに、発達障害と診断を受けている児童は、2,211人で26.3%であった。

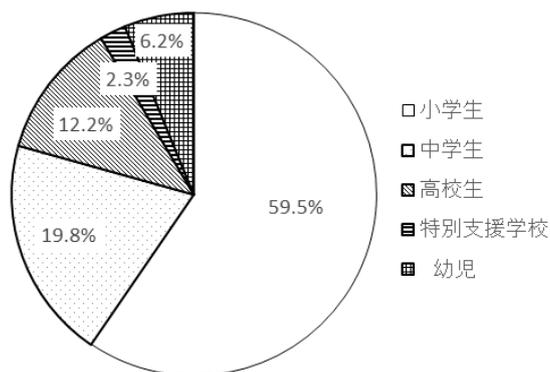


図1 在籍している子どもの学校内訳

1. 学校生活について

学校生活における児童養護施設の子どもの様子を、①登下校や授業中の職員の付き添いの状況②宿題の量、③学習の遅れに対する施設の対応、⑤学習時間、⑥学習する場所等について質問した。また、施設側は学習支援でどのようなことに困り感を抱いているのかを自由記載で質問した。

1) 登下校の付き添い状況

児童養護施設の職員が、児童生徒の登下校の付き添いをしているかに関して尋ねた。結果は図2と図3に示した。登校の付き添いをしている施設は64.7%、していない施設は34.5%であった。さらに、下校時の付き添いをしている施設は50.6%、していないのは49.4%であった。

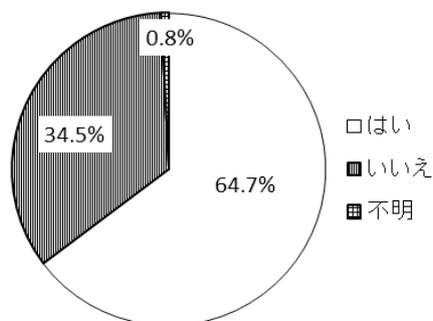


図2 登校の付き添い

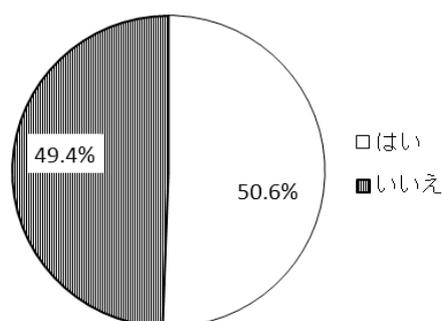


図3 下校の付き添い

毎朝、職員の誰かが学校まで送り届け、下校時間は学年によって下校時間が異なるため、何度か迎えに行っている実態が見える。また、この付き添いは、学校からの要請があつてのことが全体の約半数であつた（図4参照）。

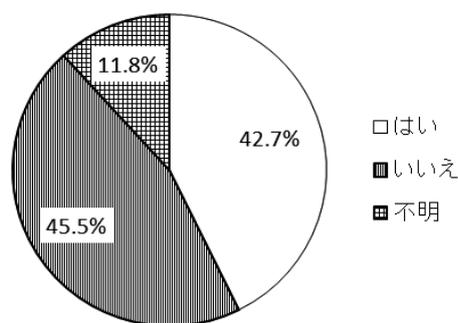


図4 登下校の付き添いの学校の要請の有無

自由記載から、登下校の付き添いを実施している理由として主に、①登下校の安全確保、②迷子になってしまう、③トラブルが頻繁に起きる、④子どもが不安傾向のため、登校せず帰宅したり、施設に帰宅せずどこかへ行ってしまったりする、⑤予測できない危険な行動をとるから、といった5点の事情が挙げられる。

①登下校の安全確保に関しては、通学路の交通量が多いことや道が狭いこと、学校までの距離が遠く、子どもだけでは危険であると施設側が判断して実施している。②迷子になってしまうことについては、1年生や低学年だけではなく、どうしても通学路が覚えられないことも多いことが理由として挙げられていた。③トラブルが頻繁に起きることに関しては、施設の子も同士や同じ学校の児童、地域の大人や子どもとのトラブルが頻繁で、学校から付き添いを要請されていることが理由として挙げられていた。児童養護施設の子どもの特質などへの理解がないこともトラブルの原因であるとの記載が多く見られた。④子どもの不安傾向に関しては、③のトラブルと重複するところであるが、コミュニケーションに問題を抱えている子どもが多く、地域の住民から声をかけられるだけで不安になってパニックを起こしてしまうことや、外の様々な雑音が不安傾向の子どもにとって恐ろしいものになっていることが挙げられている。⑤予測できない危険な行動をとるからについては、不適応行動や地域の中での問題行動等が繰り返し生じるため、その事故を回避したいという希望から実施されている。しかし、下校時間が異なるため職員の担当を決めることなど施設は苦勞しているようである。

次に、授業中の付き添いの実態について質問した。アンケート総数中、その20%の施設の子どもが、授業中の職員の付き添いが必要であつた（図5参照）。これは、①学級崩壊のクラスがある、②担任の教員への反抗や担任の子ども理解のなさ、③授業中、教室の抜け出しや床に寝そべったり、大声を発したりする、④集団に入れない、⑤様々な問題に対して学校側が対応できない、⑥集中力のなさ、等の理由により学校から付き添いを要請されているようである。

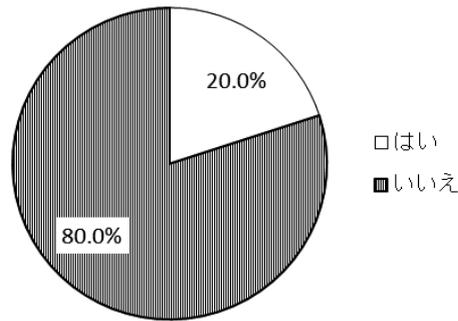


図5 授業の付き添い状況

2) 学習に関する質問

児童養護施設の児童は、報告によってはその70%が発達遅滞を示しており、結果、学業不振児のレッテルを張られ、高校進学後1年未満の退学者は7.6%と全国平均の3倍以上である。このような子どもの状況に対して施設職員はどのような対応を行っているのかについて質問した。

児童養護施設に入所してきた子どものほとんどに学習に何らかの遅れが認められている（図6参照）。その原因として、施設入所前の既に問題化していた生活環境との関わりが大きいと考えられる。不登校状況の中で入所してきたり、学用品がそろっていない状況の中で生活してきたり、さらには障害があったりで、落ち着いて学習ができない状況にあったことが予測される。

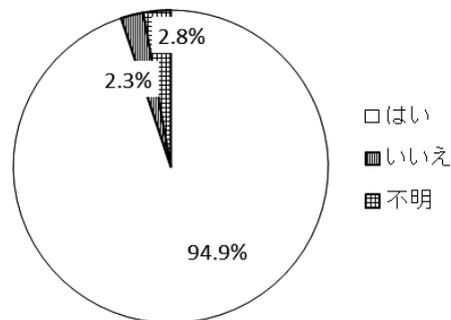


図6 学習に遅れのある児童の状況

ほとんどの児童養護施設において、子ども一人ひとりの学力に関心をもち、様々な工夫を行っている（表4参照）。例えば、小さい頃より宿題以外の学習を夕食後30分実施し、学習の習慣化を図り、児童の学力に合わせたテキストの購入や、担当職員が問題を作成して対応している。さらに、希望した子どもには、通塾させ、塾との連携も大切にしている。しかし、高校生生の塾の月謝は措置費では戻ってこないもので、大学受験を考えている子どもには、施設費で支払っているという問題点も5施設から記述があった。

表4 対応方法（複数回答）

対 応 方 法	数
時間を決めて学習に取り組むように指導している	159
学習時間は、指導員がそばについて学習の援助をしている	178
家庭教師やボランティアに指導してもらっている	100
通信教育のプリントの活用	19
指導員が問題を作成して取り組んでいる	56
通塾している	128
不明	3

個別指導の必要性を感じながらも職員の配置の問題があり、思ったように対応できていない施設が多い。ボランティアに学習支援を頼りたいところであるが、コミュニケーションに問題を抱えている子どもが多く、ボランティアの講習会を実施する時間もなく、非常に難しい状況にある。では、学習はどこで行われているのであろうか（表5参照）。

表5 学習場所

場 所	数
学習室	80
居室	136
その他	106
合計	255

学習環境を整えたいところであるが、子どもたちの居室には机がなかったりして、決して恵まれた環境にはあるとはいえない施設もある。また、子ども一人一人にできるだけ手をかけたいが職員不足のため、あえて居室ではなく食堂や学習室、リビングなどで学習をしているようである。

表6 宿題にかかる時間

時 間	数
30分程度	81
1時間	113
1時間30分	28
2時間以上	21
その他(人による)	4
不明	8
合計	255

担任や学校側と宿題の量に関して話し合いをもっているが、なかなか改善されない状況にある。勉強に向かう気持ちを持たせるまで時間を要する。また、集中することが苦手である子どもが多く、家庭の子どもであれば、20分程度でできる宿題が、施設の子どもの場合は1時間以上かかる状況に

ある（表6参照）。さらに、宿題を最小限にしてもらって、遅れている部分の学習に充てたいが、そのような対応は難しいという意見もある。宿題の量に関する意見を図7に示した。

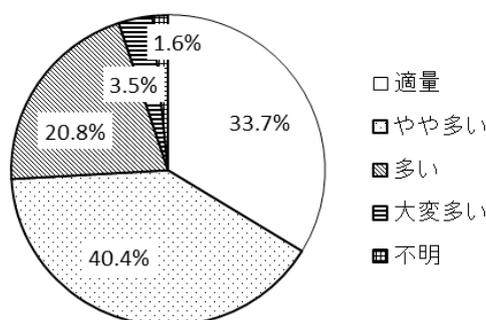


図7 宿題の量に関する意見

2. 行動面に関して

児童養護施設の子どもは、コミュニケーション能力や社会に不適応など様々な問題を抱えていると言われているが、どのような状況にあるのかについて質問した。

自由記載には、児童養護施設の子どもは、学校で友人関係において多くの問題を抱えていることが示されている。友達になりたい、仲間に入りたいがその方法がわからず暴れてしまう等、学校で起こした問題行動の報告が担任教員より連絡されている。さらに、授業妨害をしたり、人のものと自分のものとの区別がつかなくなったり、相手が嫌がることを平気で行い、謝らないなどのトラブルが頻繁に起きていた。人が嫌がることをして、相手が表情の変化や逆行する様子を楽しむことがたびたびあることも記述されていた。また、施設の子どもの授業妨害が原因で学級崩壊に近い状態に至っていることも少なくないとの報告もあった。子どもたちが学校内で起こした問題については担任の教員から直ちに施設に連絡されている（図8、図9参照）。また、担任と施設側との意見交換を94.5%の施設は実施している（図10参照）。また、意見交換の実施頻度は、月に1回や2回の施設が42.3%、学期に1回が41.2%であった。さらに、毎日の連絡帳の交換や登下校の送迎の時に一日の状況の報告を受けるなどして、子どもの行動の変化を出来るだけ早い時期に把握し、指導しようとしている施設が多かった。

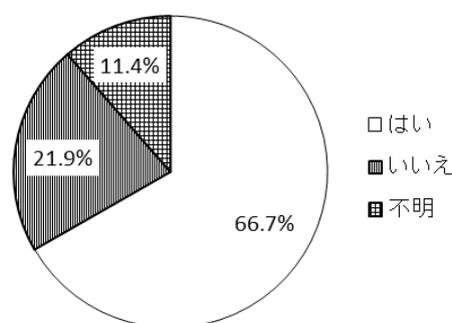


図8 友人関係の構築の問題の連絡の有無

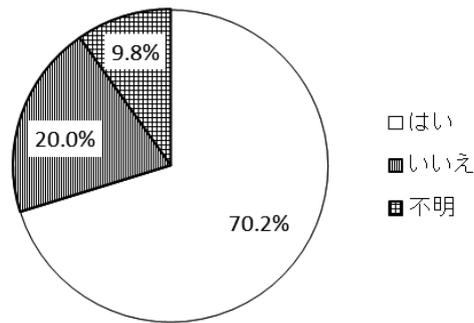


図9 授業妨害に関する連絡の有無

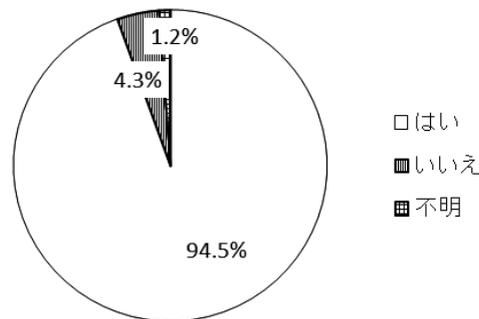


図10 担任との意見交換の有無

表7 担任との意見交換の頻度

頻度	数
月に2回ほど	54
月に1回ほど	54
学期に1回	105
半年に1回	7
年に1回	10
ほとんどなし	1
不定期	10
毎日	7
その他	7
不明	39
合計	255

表8 担任の虐待に関する理解

理解度	数
理解している	26
ある程度理解している	144
ほとんど理解していない	77
全く理解していない	0
その他	8
合計	255

IV. まとめ

調査結果から浮かび上がってくるのは、まず、児童養護施設の子どものほとんどである約95%に学力の遅れがあるということである。そのために、施設職員は学習指導に力を注ぐことの重要性を認識し、努力している。しかし、施設に入所する前、不登校であったり、学習習慣がなく、

さらに学習教材がなかったりという生活を送ってきた子どもたちに継続的な学習習慣を身につけさせることは並大抵のことではないようである。学習時間を設定し、教材をそろえ、学習のために職員がそばについて宿題をこなすことで精一杯というのが実情のようである。厚生労働省の児童養護運営指針が2012年に定められてから、現場は生活の充実は勿論、学習に対して相当の労力を注いでいる。しかし、現状の職員配置の中では十分な支援は出来ないのが現実のようである。

児童養護施設の職員には、断勤により子どもたちが登校している時間帯が空き時間となる。施設職員の人員配置に限度がある現状では、その断勤の時間を割いて下校の付き添いをしているようである。また、子どもたちの授業参観や学校行事については休日返上で学校へ行き、子どもの様子を見守っていた。人員の増員がない現状のままでは、職員に過度の負担(加重労働)が生じ、施設にとって貴重な人材の離職問題にもなりかねない。また、学校教員や同級生の保護者に虐待を受けた子どもの特質への理解を得るために、学校の役員や評議員になるなどの工夫をしながら努力している施設も見受けられた。

アンケートの回答から、「虐待を受けた子どもや施設の子どもの理解を深めて欲しい」という意見が多く寄せられた。他にも、『「これくらいの年齢に応じた行動は出来て当たり前」といった前提の上での指導が非常に多い』、『「子どもに即した支援は学校現場でもあって欲しい」と訴えても理解して頂けないことが多い』、また、「教員によって理解度に相違があるため指導がまちまちで、子どもにとって決して良い状況とは言えない』、『先生、怖い』『先生、嫌い』『学校、嫌い』という子どもたちの言葉の意味を受け止めて欲しい」という意見もあった。学校の対応に対するこれらの意見、要望が示している課題の根底には、児童養護施設の子どもの虐待にあった子どもに対する学校現場の教員の認識に大きな格差があることが一因していることは確かであろう。しかし、おそらく、問題は一人一人の教員の認識の有様という個人的事柄だけではない。教員の加配という人員配置、つまり、制度上の問題こそがより根本的な原因なのである。この大枠の問題が検討されない限り、施設の子どもの現状を改善することは現実的に極めて困難である。

今回、児童養護施設のアンケートを実施し、施設職員の本音が理解できた。しかし、学校側はどの様に感じ、具体的にどのような配慮をしながら学校教育を行っているかという疑問を持った。さらに機会を得て、学校側の教員の意見も聴きながら、児童養護施設の子どもの学力の向上及び社会への適応に関しての最善の方法について研究して行きたい。

参考文献

- 柴田一匡 森田美弥子(2016)「児童養護施設における学習・進路の問題とその支援に関する研究動向と課題」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 心理発達科学 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 心理発達科学』 63, 111-118.
- 谷口純世(2017)「児童養護施設における生活支援に関する課題」『愛知淑徳大学論集』 7, 1-17.
- 保坂亨(2011)「児童養護施設と学校の連携をめぐる」『季刊 児童養護』 42, N03, 4-5.
- 村松健司 保坂亨(2016)「児童養護施設—学校連携の現状と課題—学校からみた視点を中心に」『千葉大学教育学部研究紀要』 64, 123-131.
- 村松健司(2014)「児童養護施設と学校の協働」『臨床心理学研究』 52(1), 1-14.
- 盛満弥生(2011)「学校における貧困の表れとその不可視化—生活保護世帯出身の生徒の学校生活の事例に—」『教育社会学研究』 88 集, 273-294.

謝辞

アンケートにご協力いただいた全国の児童養護施設の施設長をはじめ職員の皆様に深謝いたします。また、本研究をまとめるにあたって、QOL 社会福祉学研究所長の正野知基教授には多岐にわたりご指導を頂きました。感謝いたします。

付記

本研究は、九州保健福祉大学 QOL 研究機構社会福祉学研究所の研究助成を受けて実施したものである。